

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年1月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年1月17日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行っていたと認められることから、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年1月から同年4月までは1,800円、同年5月から同年9月までは2,000円、同年10月から同年12月までは2,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年1月10日から25年1月17日まで

疎開先のA村（現在は、B市）から近隣のCさん、Dさんと一緒にE社F事業所に入社した。仕事は製糸工程で糸巻き作業だった。同社で知り合いになったG村のHさんと一緒に退職して、I社J工場に一緒に入社した。HさんはE社F製糸所の厚生年金保険被保険者記録があるのに私の記録が無い。Hさん、Cさん、Dさんと同じ女子寮に住み込み、同じ職場で働いていたので、納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてE社F事業所に勤務していたことは、同社において健康保険厚生年金保険被保険者記録が確認できる、同郷から一緒に入社したとする同僚及び同社を一緒に退職したとする同僚の証言から推認できる。

一方、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、申立人の旧姓と同一で、名前の漢字表記は異なるものの読み方が同一である「K」（ただし、生年月日は4日相違）という者の資格取得日が昭和24年1月10日、資格喪失日が25年1月17日と記載されていることが確認できるほか、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿においても、同人は、当該被保険者台帳と同日を資格取得日として、同台帳と同一の厚生年金保険の記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、当該記録は申立期間と一致しているとともに、65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていない上、同郷から一緒に入社した同僚は、「私が在職していた時は、申立人以外に『L』さんはいなかった」

と回答していることを踏まえると、当該記録は、申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和24年1月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び25年1月17日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における当該未統合記録により、昭和24年1月から同年4月までは1,800円、同年5月から同年9月までは2,000円、同年10月から同年12月までは2,500円とすることが妥当である。

岐阜厚生年金 事案 606

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成9年7月27日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月31日から同年7月27日まで

A社での厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成9年1月31日ではなく、国民年金被保険者の資格取得日と一致する同年7月27日のはずであるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、平成9年7月27日と記録されていたところ、申立人の退職後の同年10月6日付けで、A社が厚生年金保険適用事業所でなくなった同年1月31日にさかのぼって訂正処理が行われており、同日に同資格を喪失している者全員の記録も、同日後のそれぞれ異なる日付からさかのぼって訂正されているが、当該訂正処理前の記録から、同年1月31日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成9年1月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年7月27日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、訂正処理前の平成9年1月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月31日から同年8月1日

平成8年8月1日付けでA社からB社に異動したが、両社は共にC社の子会社であり、空白があるのはおかしい。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細表、A社の辞令、同社が保管している賃金台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は同社に継続して勤務し（平成8年8月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細表に係る厚生年金保険料控除額により47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成8年7月31日付けの健康保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しており、厚生年金基金の記録も同日になっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岐阜国民年金 事案 739 (事案 465 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたのと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から50年9月まで

20歳ぐらいの時に国民年金の加入の知らせが届いたので、自分で加入手続をして現金を持って支払に行った。その後は市役所からだと思うが振込用紙が届いたので、金融機関で支払ったはずであるとして申し立てたが、申立期間の記録訂正については認められなかった。

当初の判断後、当時の状況を思い出したので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年1月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は国民年金保険料をまとめて遡^{そきゅう}及納付した記憶は無いと述べているほか、申立人の証言は、国民年金の加入手続を行った場所が社会保険事務所(当時)から市役所支所へと変遷したり、国民年金保険料の納付方法も金融機関での納付から印紙検認による納付へと変遷するなど、申立内容が不明確であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間当時の状況を思い出したとしているが、申立内容はその都度変遷するなど不自然であり、申立人の主張のみでほかに当該期間の保険料を納付していたことを裏付けるものは見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から11年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から11年4月まで
時期は定かでないが、申立期間の国民年金保険料納付書が誤って隣人宅に届いたため、隣人がすぐにその納付書を自宅に持って来た。私の母親がその納付書を受け取り、すぐに農協か役場で納付したことを記憶している。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する記憶が明らかでなく、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親から聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であることから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は未加入期間とされており、申立人の母親は、国民年金の納付書が届いたら納付すればいいと考えていたので、申立人が厚生年金保険適用事業所を退職した後、申立期間中に国民年金への切替手続は行っていないと述べるなど、申立人が申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間について平成12年2月ごろに未加入期間国民年金適用勧奨に関する記録がある上、オンライン記録及び市の被保険者名簿においても、申立人が申立期間に国民年金に加入した形跡は無いことから、申立人は国民年金保険料を納付することができなかったものと推定される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人の平成18年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月

申立期間当時、養護学校の非常勤講師をしていた。非常勤講師は1年契約で、毎年3月30日に契約が終了し、4月1日に契約が更新されるため、毎年3月の国民年金保険料は郵送されて来た納付書で納付していた。いつものように納付書が届いていれば間違いなく納付しているはずである。申立期間が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は年末調整で国民年金保険料の控除を行ったと主張しているが、追加調査により、申立期間当時の勤務先であるA学校に確認したところ、平成18年分年末調整で申立人の国民年金保険料が控除された形跡は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は推認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から 34 年 9 月 27 日まで
② 昭和 34 年 9 月 27 日から 36 年 5 月 1 日まで

昭和 33 年 3 月から A 社 B 支店に勤務し、伊勢湾台風の際に、同社 C 支店へ応援に行き、そのまま同支店勤務になった。オンライン記録では、36 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日までの同支店での記録しかない。勤務したすべての期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人を記憶している同僚がいることから、期間は特定できないものの、申立人が A 社 B 支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、D 県内の A 社の社員名簿をまとめて保管している同社 E 支店は、保管されている社員名簿を確認したが、申立人の氏名は無かったと回答しているほか、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号は連番となっており、欠番は無い。

また、複数の同僚は、運転手の場合、入社時は臨時社員で、本採用になるまでには数年かかる人もおり、臨時社員は厚生年金保険に加入していなかったかもしれないと証言している。

申立期間②について、申立人が従事したとする伊勢湾台風後の国道復旧工事に関する業務を A 社 C 支店が行っていたと同僚が記憶していることから、期間は明確ではないものの、申立期間②当時に、申立人が同支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社 F 支店に保管されている同社 C 支店の社会保険の管理カードにおける申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

また、複数の同僚は、入社時は皆、臨時社員で、本採用になるまでに数年かかる人もいたと証言している上、当該同僚及び A 社 F 支店は、申立期間当時、臨時社員は厚生年金保険に加入していなかったと回答している。

さらに、G 組合に問い合わせたところ、両申立期間の記録は保存されてい

いとの回答であった。

加えて、申立人は両申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 609

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 5 月 12 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 5 年 5 月 12 日から同年 12 月 26 日まで

申立期間①について、平成 4 年 5 月 12 日から同年 7 月 31 日まで A 社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。また、申立期間②について、5 年 5 月 12 日から B 市の C 社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録は同年 12 月 26 日からになっている。両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、前の職場の同僚 3 人と A 社に勤務したと供述をしているところ、当該事業所へ就職を紹介した同僚は、「入社 3 か月後から正社員として採用される条件で、4 人共同条件であった」と証言しており、当該同僚についても厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

また、当該事業所は現存しておらず、当時のグループ会社においても当該事業所に関する資料は保存されていないことから、勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

一方、申立期間②について、申立期間②当時、B 社の事業主であった申立人の父親は、申立期間②において厚生年金保険料を控除し、納付したと回答しているものの、当該事業所及び顧問税理士事務所には当時の資料は保存されておらず、勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、両申立期間について、申立人の雇用保険の記録を確認することができない上、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 610

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで
私はA社B営業所で営業所長として申立期間に勤務していた。当時は毎月手取りで 25 万円、ボーナスを含めると 450 万円前後の年収があった。年金をもらうようになり、自分の年金記録照会票をよくよく確認したところ、同社での標準報酬月額の記録が 7 万 2,000 円から 9 万 8,000 円となっており、実際にもらっていた給料額と大きな隔たりがあり納得がいかない。同社は既に倒産し、私には証明できる書類も無いが調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

事業所別被保険者名簿において、A社の申立期間当時における従業員の標準報酬月額を調査したところ、申立人と近接した額であることが確認できるところ、複数の同僚は、「当時の給料とオンライン上の記録とに大きな差は無いと思う」と証言しているなど、申立人が主張する標準報酬月額であった事情は見当たらない。

また、当該事業所からは、「保険料は基本給を基に計算し、確認できる記録どおりに保険料を控除し納付した」との回答を得ている。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月から同年 8 月まで
② 昭和 44 年 1 月から同年 7 月まで
③ 昭和 45 年 5 月から同年 7 月 14 日まで

申立期間①のA社はB市C区D町にあり、10名くらいの従業員がいて、同市E区F町に本社があった。本社の社員も一緒にC区の店に住み込みで働いていた。申立期間②のG社は、H駅前にあり、従業員は10名くらいいた。I市にも支店があり、社長はJさんだった。申立期間③のK社では、陶器を集配してL方面に運ぶ運転手として働き、社長はMさんだった。すべての申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係るA社については、社会保険事務所（当時）の記録において申立事業所の名称及び類似する名称等で調査を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できなかった。

また、申立人は当時の同僚氏名を覚えておらず、同僚の調査ができないことから、当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②に係るG社については、上司の証言から、申立人の勤務期間の特定はできないものの申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所の当時の店長であった役員への事業所照会では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和58年4月11日からであり、申立期間②当時の保険料控除の有無については資料が無いため不明との回答であった。

申立期間③に係るK社については、同僚の証言から、申立人の勤務期間の特定はできないものの申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同時期に入社したとする2名の同僚の加入記録が無いことから、申立事業所では、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、K社は、昭和53年6月29日に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び担当者は死亡しているため、勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間③における申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の中には、申立人のものは無く、整理番号にも欠番が見当たらない。

加えて、申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 5 日から 19 年 10 月 1 日まで
昭和 17 年 12 月に A 学校を卒業し、翌 18 年 1 月 5 日から B 社 C 製作所に就職し、技手として D 部で勤務した。19 年に D 部、E 部が同製作所から分離し、F 工業所となった。
G 市 H 区にあった F 工業所は同市 I 区 J 町の K 社の工場を借り受けて移転し、そこで終戦後の昭和 21 年 1 月まで勤務したのに、18 年 1 月から 19 年 9 月までの期間について厚生年金保険被保険者の記録が無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、B 社 C 製作所の寮である「L 寮」に入寮していた時に届いたはがきの消印は、昭和 19 年 2 月 16 日となっていることが確認できることから、申立人は、同製作所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時の年金保険制度は、昭和 17 年 1 月 1 日から施行された労働者年金保険であり、この制度においては、対象となり得る被保険者は一般職員を除く男子筋肉労働者に限られていたところ、申立人は、A 学校を卒業して申立事業所に入社し、シリンダーの素材研究及び試作品の強度検査等を業務としていた技術者であったことから、当該労働者には該当していなかった事情がうかがわれる。

また、申立人が記憶している申立事業所の工場長も、当該労働者でないことから労働者年金保険被保険者の記録は確認できない。

なお、申立事業所は現存せず、B 社 M 製作所が申立事業所に係る当時の資料を保管しているが、当該事業所の人事課長は、「昭和 34 年の伊勢湾台風による風水害で資料の多くが消失し、申立人に係る資料は残っていない」旨回答している上、申立人も当時の同僚を思い出せないとしており、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。